

## 神奈川県立大船高等学校におけるスクール・ハラスメント防止等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、神奈川県立大船高等学校(以下「本校」という。)におけるスクール・ハラスメントの防止及びスクール・ハラスメントが発生した場合の対応に関する事項を定め、もって本校の生徒、教職員、教育実習生等の人権及び生徒の教育を受ける権利を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「スクール・ハラスメント」とは、次に掲げるハラスメントをいう。

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

行為者の意図の有無にかかわらず、他者を不快にさせる性的言動により、修学・就労の環境を損なわせる行為。また、職務上の地位を利用して、性的いやがらせ(性的要求を含む。)をすること及びそれへの対応によって相手の修学・就労等に関する利益又は不利益を与える行為

#### (2) アカデミック・ハラスメント

本校における地位や優越性に基づいて、教育・研究上の権力を濫用し、不適切で不当な言動により、身体的・精神的な苦痛を与え、修学・就労上の不利益を生じさせる行為

#### (3) パワー・ハラスメント

本校における地位や経験など優越性等を背景に、力関係の上位の者が下位の者に、必要かつ相当な範囲を超える不適切で不当な内容の言動等により、修学・就労の環境を損なわせる行為

#### (4) モラル・ハラスメント

行為者の意図の有無にかかわらず、倫理や道徳に反し、相手に非があるような執拗な言動により、相手の人格及び尊厳を侵害し、精神的な苦痛を与える行為

#### (5) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする上司・同僚による就労環境を害する行為

#### (6) その他のハラスメント

行為者の意図の有無にかかわらず、相手の人格及び尊厳を侵害する不適切で不当な言動等

### (責務)

第3条 本校の生徒、教職員、教育実習生等は、スクール・ハラスメントを行ってはならない。

2 校長は、生徒、教職員、教育実習生等に対し、スクール・ハラスメントの発生を防止するための啓発に努めるとともに、スクール・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

3 職員を監督する立場にある者は、日常の執務を通じた指導等によりスクール・ハラスメントの防止に努めるとともに、スクール・ハラスメントが発生した場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

### (相談)

第4条 校長は、スクール・ハラスメントに関する相談に対応するため、本校の全教職員をスクール・ハラスメントの相談員(以下「相談員」という。)とする。

2 相談員は、スクール・ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)及びスクール・ハラスメントを行ったとされた者(以下「行為者とされた者」という。)のプライバシーを保護し、かつ人権を侵害しないよう十分に配慮した上、相談を受けるものとする。

(調査・指導・調停)

第5条 相談員は、スクール・ハラスメントに関する相談を受けたときは、その内容を副校長又は事務長に報告するものとする。

2 相談員からスクール・ハラスメントに関する相談について報告された副校長又は事務長は、指導・調停によって問題の解決が可能であると判断した場合は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びその他の関係者に対し、公正な事情聴取を行い、指導・調停に当たる。この場合において、副校長又は事務長は、指導・調停の結果を当該相談員に報告するものとする。

3 副校長又は事務長は、報告のあった相談について事実関係を調査する必要があると認めるときは、校長に対し、スクール・ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)の設置を請求するものとする。

4 校長は、スクール・ハラスメントの事実関係を調査する必要があると認めるときは、事案ごとに調査会を設置するものとする。

5 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びその他の関係者に対し、公正な事情聴取を行い、その調査結果を速やかに校長に報告するものとする。

6 第2項及び前項の事情聴取においては、事情聴取を受ける者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

(審議・協議)

第6条 校長は、調査会の報告を受け、被害を受けたとする者に対するスクール・ハラスメントの事実があったと認めるときは、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善並びに行為者とされた者に対する指導及び措置に関して審議するものとする。

また、校長は、必要と認める場合は、県教育委員会に報告し、協議するものとする。

(議決)

第7条 校長は、審議又は協議の結果から、行為者とされた者に対して必要な措置を講ずるものとする。

(告知及び不服申立て)

第8条 校長は、審議又は協議の結果を、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

2 前項の告知内容について不服がある者は、校長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、スクール・ハラスメントの防止及び発生の対応に関し必要な事項は、所属長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年9月15日から施行する。